# 相模原市監查委員公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づき工事監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年11月8日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪井廣行

同 江成直士

同 小野 弘

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

## 2 監査の実施日程

- (1)事務局による監査手続 平成30年5月29日から同年11月6日まで
- (2)監査委員による監査実施日 平成30年11月7日

# 3 監査の対象

(1)対象工事

国道413号(仮称)横山トンネル道路改良工事(以下「本工事」という。)

- (2)対象部局
  - ア 都市建設局道路部道路整備課
  - イ 企画財政局財務部契約課
  - ウ 都市建設局技術監理課

### 4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

- (1)想定されるリスク
  - ア 工事費の積算及び契約事務等が適正に行われないリスク
  - イ 工事関係法令を遵守した施工が行われないリスク
  - ウ 不経済な支出が行われるリスク
  - エ 維持管理費が増大するリスク
  - オ 施設の品質が低下するリスク
  - カ 工期が遅延するリスク
  - キ 工事中に重大な事故が発生するリスク
- (2) 主な着眼点

ア 計画	(ア)上位計画の位置付けに適合しているか。
	(イ)道路等の管理者及び電気、水道等の事業者との協議は行
	われているか。
	交通に影響を及ぼすおそれのある場合は、警察との協議
	が行われているか。
イ 設計	(ア)事業目的に適合した設計となっているか。
	(イ)設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に
	行われているか。
	(ウ)現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。
	(工)仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成
	されているか。
	(オ)コスト削減意識を反映した設計となっているか。
	(カ)維持管理が容易な設計となっているか。
ウ積算	(ア)積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に
	行われているか。
	(イ)歩掛及び単価は適正か。
	(ウ)数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
工 契約	(ア)入札の公告等の諸手続は適正かつ公正に行われている
	か。
	(イ)入札条件、内容が明確に示されているか。
	(ウ)契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整
	備されているか。
	また、これらの内容は適正か。
才 施工	(ア)工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われ
	ているか。
	│ │(イ)工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は整備され
	ているか。
	(ウ)設計図書どおり施工されているか。
	(エ)法令等を遵守して施工されているか。
	(オ)一括下請負はなされていないか。
	施工体制台帳は整備されているか。
	監理技術者等は適正に配置されているか。
	(カ)各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備
	されているか。
	(キ)各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、
	(コノロ1単1大旦、1/11年14月14日   11日   11日

その記録は的確に整備されているか。

- (ク)現場の安全管理は適切に行われているか。
- (ケ)工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- (コ) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

### 5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。なお、調査の一部については、技術士の資格を有する者を擁する公益社団法人大阪技術振興協会(以下「技術振興協会」という。)に委託して実施した。

### (1)技術振興協会による工事技術調査

計画、設計、積算及び施工に関する調査について、技術振興協会へ委託して 実施し、調査結果報告書を受領した。

### ア 書面調査

本工事に係る計画、設計、積算及び施工に関する次の書面等を確認した。 仕様書、契約書、報告書、各種届出書、設計図書ほか工事関係書類一式

イ 聞き取り調査及び工事現場調査

書面調査を踏まえ、平成30年8月21日に担当者等への聞き取り調査及び主に施工に関する工事現場調査を実施した。

## (2)事務局による調査

### ア 書面調査

本工事に係る請負契約に関する次の書面等を確認した。

設計図書、入札結果報告書、契約書、支出負担行為書、支出命令書等

### イ 現地調査

技術振興協会が実施する工事現場調査に同行して実施した。

#### ウ ヒアリング

道路整備課、契約課及び技術監理課の所属長等に対してヒアリングを実施 し、見解を聴取した。

### (3)現場実査

平成30年10月1日の台風24号の影響により本工事の施工場所付近において発生した法面崩壊に伴う復旧作業に配慮し、同年11月7日に実施を予定

していた現場実査は中止した。

## 6 本工事の概要

- (1)施工場所 相模原市緑区青根707番67地先から青根687番9地先まで
- (2)工事延長 198.0m
- (3) 主な工種 トンネルエ 68.0m (ナトム工法) 電気設備工、道路改良工及び舗装工 一式

## (4)契約の概要

- ア 契約金額 638,280,000円変更後契約金額 645,536,520円(変更金額 7,256,520円)
- イ 契約方法 一般競争入札
- ウ 受注者 入江建設・防長土建共同企業体
- エ 契約期間 平成29年9月29日から平成31年11月29日まで

### 7 監査の結果

#### (1)指摘事項

本工事に係る請負契約(以下「本件契約」という。)については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条に規定する議会の議決に付さなければならない契約であり、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第32条において、議会の議決があったときに本契約書を取り交わす旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとされている。また、公印は官公庁及び公の機関において、その発する文書が真正であることを認証するため当該文書に押印する印鑑又はその印影をいい、相模原市公印規則(昭和53年相模原市規則第23号)において、公印を使用する際はその公印を管守する所属に公印使用申請を行い、公印管守者等の承認を受ける手続(以下「公印使用承認」という。)が明確に定められている。

本件契約に関する事務を調査したところ、契約書は市で通常使用している「統一契約書(頭書)」(以下「頭書」という。)が用いられており、当該頭書の当事者記名押印欄の前に「平成29年7月19日」の記載が、また、「工期欄

の契約日(議決日)」として「平成29年9月29日」の記載があった。

加えて、当該頭書には4か所に、契約課において取り扱う契約に関する文書に限り使用される専用公印が押印されていたが、当該公印使用承認の記録を確認したところ、記録は平成29年9月29日の1回のみであり、4か所の押印は全て同日に行われたものと思料されることから、本件契約における仮契約の締結に係る手続が不明確であると言わざるを得ない。

今後は、公文書の真実性及び公信性を表す公印と、公印を使用する際の手続である公印使用承認の重要性について再認識するとともに、仮契約を締結する場合においても適正に公印使用承認を行い、押印時期を明確にするなど再発防止に取り組み、議会の議決に付すべき契約に関する事務の適正な執行を図られたい。

### (2)注意事項

本件契約に関する契約書第56条において、受注者は、相模原市公契約条例 (平成23年相模原市条例第29号)第8条第1号に規定する台帳(以下「台帳」 という。)を作成し、台帳の写しを発注者が指定する期日までに提出しなけれ ばならない旨が定められている。

本件契約に係る台帳の写しの提出期日を調査したところ、「相模原市公契約条例の手引」(平成28年4月)によると「履行期間が複数の事業年度にまたがる」場合には、初回分が「契約締結後、対象労働者が存在するひと月分の労働に対する労働報酬が支払われるべき日の属する月の末日後7営業日以内」、第2回分が「毎年度終了後の4月末日後7営業日以内」と定められているが、いずれもその期日を超えた平成30年9月25日に提出されていることを確認した。

台帳は、労働報酬が基準額を下回っていないかを判断するなど、対象労働者の就労の状況を把握するための重要な資料であることから、提出期日を考慮した適切な管理に努めるよう注意する。

(3)契約事務を除くその他の計画、設計、積算及び施工については、おおむね良好と認められた。

#### 8 意見

(1)工事施工場所の安全管理について

共同企業体による工事の施工に当たっては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に定める協議組織である災害防止協議会等を、作業を担当する工事事務所においても独自に設置するなど、より一層、市発注工事における労働災害の防止に向けた安全管理に努められたい。

また、台風の影響による法面崩壊現場に近接しており、予測されない危険が 発生する可能性もあることから、常に安全を優先して行動されたい。

## (2)仮契約事務について

本件契約は、議会の議決に付さなければならない契約であったことから、仮契約の締結が必須であったが、仮契約及び本契約に係る事務手続が明確にされていなかった。

契約書は、一定の法律効果の発生を目的とする2者以上の当事者の意見の合致により成立する契約について、その内容を確定するために当事者間で取り交わす文書であり、仮契約と言えども契約の一態様であることは言うまでもない。

今後は、仮契約を締結する場合の公印使用承認や本契約へ移行する際の手続を含めた適切な事務処理手順の明確化を図るなど、議会の議決に付すべき契約に関する事務の透明性、公正性の確保に努められたい。